

(保 238) F
平成 23 年 3 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
医薬品の長期処方 of 自粛及び分割調剤の考慮等について

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び同月 12 日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品の生産設備等にも被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下で、医薬品の長期処方、またはそれによる調剤が行われると、被災地域に必要な医薬品が供給できなくなる懸念があることから、別添 1 の厚生労働省保険局医療課の事務連絡に基づき、被災地域への医薬品供給を優先に考え、被災された患者の方々が必要な医療を受けられますよう、被災地域以外の保険医療機関等におかれましては、患者への最適な医療を確保しつつ、当面、医薬品の長期処方の自粛あるいは分割調剤を考慮するなど、必要最小限の最適な処方・調剤に努めていただくようご協力をお願いいたします。

また、別添 2 のとおり、日本医薬品卸業連合会より関係機関に対し、今般の地震に伴い、災害医療を遂行する医療機関等に対し、医薬品の安定供給を図るため、通常の注文量を大きく超える注文を控えるとともに、ガソリン不足の深刻化が懸念されるため、ガソリン消費抑制のための納品回数を削減するなどの配慮をお願いしているところであります。

つきましては、これらの対応につき、貴会会員へのご理解とご協力が得られますよう、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について
(平 23. 3. 17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 東北地方太平洋沖地震に伴う医薬品受注に関する緊急のお願い
(平 23. 3. 15 日卸連発第 259 号 社団法人日本医薬品卸業連合会)